

所得税の申告

譲渡所得への課税

三 土地や家屋。

売買したときは=



▼ 現在、譲渡所得に対する課税については、つぎのような特例に

△ 居住用の財産を買い換えたとき

土地や家を売却した日の前後一年以内に、その人が居住用土地や家を取得し、その人または扶養親族の住宅として使用した場合は、譲渡所得の収入金から、その取得費を差し引いてもらえます。

▼ 事業用資産の買い換えをしたとき

事業に使用している資産を売却し、その年の翌年末までにわりの資産を取得し、その日から一年以内に事業用に使用し

土地収用法などの法律によって、公共事業のために資産を売却されたときは、特別控が千三百万円認められます。この特例の適用を受けること

△ 資産への買取りなど申し出でのつた日から六ヶ月以内に譲渡

ときは、その取得に要した金額が安くなる場合があります。

この特例の適用は、事業の種類が同じであるとか、売った資産と買った資産が同一の種類なければならないという制限はありません。ただし、山林の入は、代換資産として認められていません。

事業用資産の買い換えと、二住用資産の買い換えの特例を適用するためには、確定申告書に例を適用したい旨と、その明書を添付する必要があります。

たもの。

▽ 買い換え資産の特例を適用しないとき。

取用などによって得た譲渡益千二百万円以下のこと

は、この譲渡所得に

いての申告をする必要はありません。

最近の例としては、南国バイスの用地買収などは、この特例適用されます。

ざれた
資産への課税の特例

がバセツツ議き円がし。細特愛居認支賄はで質種額

正しい納税で明るい暮らしを!!

申告期限は3月15日で

……期限内に申告して諸控除の
特典を受けましょう……

申告の手引き

ことしも市民税・県民税、事業税、所得税の申告の時期になりました。

期限内に申告された方は、税金を計算するうえでの
額控除の特典があり、申告しない人にくらべて税金が
安くてすむわけです。

適正で公平な課税が行なわれるために、正しい申告をされるようご協力ください――

民税・市民税の申告

税は一つの用紙
十五日までに市
いたぐことに
▼四十四年一月一日現在、給与
方。

市民 税 事業

★申告を必要としない方

▼四十三年の一年間に所得のなかつた方。

▼四十四年一月一日現在において生活扶助（医療扶助のみの単給の場合は該当しません）を受けている方。

所 得 控 除 一 簿 表

| 控除の種類 | | 所得税 | 市民税 |
|---|-------|---------|---------|
| ① | 基礎控除 | 157,500 | 120,000 |
| ② | 配偶者控除 | 157,500 | 100,000 |
| ③ | 扶養控除 | | |
| 配偶者がいる場合の第1人目 | | 95,000 | |
| 配偶者のある人が2人以上生計を一にしている場合で、そのいずれの人も配偶者控除を受けないときは、そのいずれか1人の第1人目につき | | 80,000 | |
| その他の扶養親族1人につき | | 77,500 | 60,000 |
| ④ 生命保険料控除 (最高) | | 37,500 | 25,000 |
| ⑤ 医療費控除 | | | |
| 所得の5%をこえるもので | | | |
| ⑥ 損害保険料控除 | | 300,000 | 150,000 |
| 短期のものだけの場合(最高) | | 2,000 | 2,000 |
| ⑦ その他の場合 (最高) | | 10,000 | 10,000 |
| ⑧ 障害者控除1人につき | | 77,500 | 70,000 |
| ただし特別障害者の場合は | | 107,500 | 90,000 |
| ⑨ 老年者、寡婦、勤労学生控除 | | 77,500 | 70,000 |

▽第三種事業

▽四十三年分の所得税の確定申告書を提出しなかつた方。

事業税の申告